

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑太作 外6名

被告 山口県知事村岡嗣政

準 備 書 面 7

（山口県護国神社春季慰霊大祭における

被告知事の「参拝及び挨拶」は政教分離原則違反）

2026年6月22日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 内 山 新 吾

同 弁護士 澤 藤 統一郎

同 弁護士 石 口 俊 一

同 弁護士 加 島 宏

同 弁護士 中 島 光 孝

同 弁護士 則 武 透

同 弁護士 田 川 瞳

前回弁論で、原告らは、「本件の鍵は山口県遺族連盟の性格をどう見るかにある」との観点（前回弁論での加島代理人の意見陳述）から、「争点4」の「山口県遺族連盟の位置付け（宗教団体性）」について、補充主張をする予定であると述べた。

この山口県遺族連盟の宗教団体性を検討する過程で、同連盟を含む関連諸団体と山口県が歴史的・構造的に共同するかたちで、山口県知事による参拝及び挨拶が繰り返されていることを認識するに至った。

そこで、本準備書面では、山口県遺族連盟の性格論にとどまらず、このような本件参拝等の全体構造に関わる事実を従来の主張を補充する趣旨で主張することとした。

1 本件参拝及び挨拶は長期にわたり反復され、事実上制度化していた

被告知事をはじめ歴代の山口県知事、及び健康福祉部長らは、「例年」、これまで少なくとも30年以上にわたり、「山口県護国神社で実施される春季慰霊大祭及び秋季慰霊大祭への参加の案内」に応じて、県知事等として公的に参列してきた。被告知事自身がこの事実を、その第3準備書面14頁冒頭の段落ではっきり認めている（なお、乙17、18の各回答書参照）。

被告知事は、本件参拝（玉串拝礼）及び挨拶の前年に、後に本件訴訟の原告となる県民らから、理由を示して参拝及び挨拶中止要請がなされていたにもかかわらず、

「県遺族連盟等からの案内を受け、・・・社会的儀礼として出席しているものであり、憲法で禁止される宗教的活動には当たらない」

との見解に基づき、本件参拝及び挨拶を行った（甲8・「知事の山口県護国神社参拝及び挨拶に関する質問と要望」について（回答）の2頁の7～10行目）。

被告知事及び健康福祉部長ら県幹部は、本件訴訟が提起された後も毎年、それまでと同様の参拝及び挨拶を継続してきた。これは、「今後も案内があれば、

知事や健康福祉部長等が出席し、戦没者及びご遺族に対する慰謝慰霊の意を表してまいりたい」という、山口県としての確固たる方針に基づいている（山口県健康福祉部 長寿社会課長が2019年に発出した乙17の末尾2行）。

したがって、本件参拝及び挨拶が政教分離原則違反かどうかの判断材料の核心は、単に訴訟対象となっている被告知事による2022年（令和4年）の参拝及び挨拶一回限りにあるのではない。県が自認するだけでも1996年（平成8年）以来実に30年の長期にわたって、毎年公然と反復継続され、将来にわたる継続方針まで予告された、山口県護國神社春季慰霊大祭への「県知事及びその幹部による、事実上制度化した関与」の憲法適合性こそが核心であり、まさにその点が問われているのである。

すなわち本件参拝及び挨拶は、

「県知事は山口県護國神社の春季慰霊大祭に毎年公的に参列する」

という事実上制度化した関与の一環なのである。このような関与は、単発的あるいは偶発的関与とは性格を全く異にする。それは県と、山口県護國神社及び同神社とともに案内状に名を連ねるその他3団体（山口県護國神社崇敬奉賛会、山口県遺族連盟、英霊にこたえる会）との間に、事実上制度化した結合関係が出来上がっていることを示している。

そして、これら招待者4団体が結んでいる靖國神社との密接な関係、及びそれら五つの団体が奉じている宗教的な英霊思想に照らせば、この事実上制度化した結合関係の形成は、

いかなる宗教団体も国（ないし地方公共団体）から特権を受けることを禁じた憲法20条1項後段

国及びその機関がいかなる宗教的活動をすることも禁じた同条3項に直接違反している。

このように、30年に及び、将来にわたる継続まで公言された県知事による山口県護國神社春季慰霊大祭への公的参拝及び挨拶は、山口県が宗教的な英霊思想を奉じる神社や団体に与している外観を公的に作出するものであって、地

方公共団体規模から始まる国家神道体制の復活を懸念させる。

2 本件参拝及び挨拶は、県知事による神道祭祀への公的参加である

山口縣護國神社春季慰霊大祭は、一般的な戦没者追悼行事と異なり、神道形式で執行され、神前儀礼及び玉串奉奠を伴う典型的な神道祭祀である。しかも、同神社において祭祀対象とされる「英霊」とは、単なる戦没者一般ではない。同神社が祀っているのは、「国家のために殉じた者を神霊として顕彰する」という靖国思想ともいうべき独自の宗教観念の下に祭神化された存在（＝英霊）である（原告ら準備書面6の69頁）。

したがって、被告知事は、一般的・普遍的な戦没者追悼の場に赴いたのではない。「英霊」を祭神とする神道祭祀空間であることが明らかな山口縣護國神社に、英霊顕彰思想を共有する

同神社宮司

山口縣護國神社崇敬奉賛会

山口県遺族連盟

英霊にこたえる会

という4者の案内を受け、参加したのである。

よって、本件参拝及び挨拶は神道祭祀への公的参加以外の何物でもない。宗教性を排除した一般的な戦没者や戦災被災者慰霊祭・追悼式における市長や県知事の献花、挨拶等とは本質的に性格を異にする（甲13～15には、近年の山口県内各市の戦没者・戦災被災者等の、宗教色を排した追悼式や慰霊祭の概要が記録されている）。

3 「案内」が山口縣護國神社宮司等4者連名である事実の意味

（1） 本件案内主体は4者

本件参拝及び挨拶は、山口縣護國神社宮司津田勉、山口縣護國神社崇

敬奉賛会、山口県遺族連盟、英霊にこたえる会の4者連名による案内状を受け取り、行われた。この点は極めて重要である。

なぜなら、本件は単に宗教法人山口県護國神社宮司による宗教儀礼への案内ではなく、「英霊顕彰」を目的とし、同神社と深くつながる山口県遺族連盟を含む複数団体共同の案内に応じたものだからである。

被告知事は、「本件参拝及び挨拶はあくまで『山口県遺族連盟からの案内』による」と主張したいかのようなのである（被告第2準備書面3頁4～5行目、被告第3準備書面2頁9～14行目等）。しかし、案内状（甲1）の発行名義の筆頭は、「山口県護國神社宮司津田勉」であり、二番目も「山口県護國神社崇敬奉賛会」で、山口県遺族連盟は三番目に登場するにすぎない。これら3団体に次いで末尾に、全国組織である「英霊にこたえる会」が加わっている。このような4者連名での案内状を受け取り、何の異議もなく応じた以上、山口県遺族連盟のみを案内者と限定する主張には無理がある。

（2） 4者連名での案内を受けた本件参拝及び挨拶の客観的意味

以上からすれば、本件4者連名での春季慰霊大祭への案内は、特定地域に限定され、かつ宗教性を排除した一般的な戦没者や戦災被災者追悼式ないしは追悼行事への案内とは性格をまったく異にする。それは、靖國神社及び全国各地の護國神社が展開する「国家的規模での英霊顕彰秩序の確立・維持・推進」を図る運動体ネットワーク主催行事への「参加要請」と評価することができる。

そのような案内に応じ、歴代の山口県知事等が少なくとも30年の長きにわたって毎年、それぞれの公的資格において正式参拝をし、挨拶を述べ続けてきたことは山口県が、

「靖國神社及び全国各地の護國神社が展開する『国家的規模での英霊顕彰秩序の確立・維持・推進』を図る理念や運動を公的に承認し、

支援している」

との外観を与えるものである。

4 知事「挨拶」の具体的内容がもつ客観的意味

本件で特に重要なのは、被告知事が単に参拝しているだけでなく、神社という祭祀空間において、「知事として」挨拶を行っている点である。知事挨拶は、私人としての内心的追悼表明ではなく、地方公共団体の長として、県を代表し、祭祀主催者(招待側4者)及び参列者に対して公的意思を表明する行為である。

その挨拶(甲2)の中で、被告知事は次に抜粋したとおり、「御英霊」なる言葉を4回も繰り返している。

- ・御英霊もさぞかし心安らかなことと・・・
- ・散華された御英霊の尊い犠牲・・・
- ・御英霊のご加護のもと・・・
- ・御英霊の永遠なる安らかな御冥福・・・

「英霊」の文字通りの意味は「優れた魂」であり、戦没者の美称として使用される。とりわけ靖国神社・護国神社・日本遺族会及び同会傘下の遺族会諸団体及び英霊にこたえる会等が、錦の御旗として好んで使用する用語である。甲46号証のうち「今回印刷して提出したわずかな頁」に限っても、以下のとおり頻出する。

「英霊を慰め」(甲46の89頁下段前から6行目)

「殉国の英霊を奉斎する」(同181頁前から12行目)

「戦没英霊を合祀」(同181頁上段後から5～4行目)

「英霊祭祀の興隆」(同183頁下段前から2行目)、

「英霊を不朽に鎮祭し」(同185頁下段7行目)、

「英霊の顕彰」(同277頁上段後から10行目)

「英霊追慕の黙祷」(同頁下段後から10行目)

1997年(平成9年)4月2日の愛媛玉串料違憲訴訟最高裁大法廷判決は、判決文中で「英霊」という語自体を使用していないが、靖國神社が「宗教法人」であり、その祭祀への公的関与が宗教活動に当たることを明確に認定した。これは、「靖國に祀られた英霊」が単なる比喩的表現ではなく、神道上の祭神として扱われている¹ことを前提にしている。

したがって、被告知事の本件参拝及び挨拶は、靖國神社を中核とする靖國信仰ともいえるべき全国的宗教思想に基づく宗教儀礼への能動的参加に他ならない。しかも、それが山口県では30年以上反復継続されてきたのである。その結果、山口縣護國神社春季慰霊大祭は、事実上、同県の公的慰霊方式であるとみられても、弁解の余地はない。

5 本件における政教分離原則侵害の内実

憲法の政教分離原則の目的は、形式的に宗教的活動や宗教上の組織・団体への支援・介入や公金支出を抑止することのみにあるのではない。本件に即してその核心を述べれば、国または地方公共団体が特定宗教を公的に支援し、あるいはこれに介入することによって、特定宗教との密接な関係を有することの外觀を作出すること厳格に禁じることにある。国または地方公共団体と特定宗教との「象徴的結合」の作出は、国または地方公共団体の強い影響力による心理的同調圧力を介して当該宗教を援助・助長し、その反面、その他の宗教や非宗教の立場を圧迫・干渉することになるからである。

以上のとおり、政教分離原則の核心は、国や地方公共団体と特定宗教との関わりを防止することによって、基本権としての信教の自由を徹底して擁護し、信教の自由侵害を許さないとする点にある。

¹ 靖國神社規則

第貳條 本神社ハ創立ノ際明治天皇ノ宣ラセ給ヘル「安國」ノ聖旨ニ基キ、**國事ニ殉セラレシ御靈ヲ祭神(＝英霊。原告ら註)**トシ、其ノ神德ヲ光昭シ、併セテ遺族慰藉ノ方途ヲ講シ、以テ平和醇厚ナル民風ヲ振勵スルヲ目的トス。

ところが、本件においては、歴代の山口県知事等が長年にわたり山口県護國神社における神道祭祀による慰霊祭に公的に参列・挨拶し、英霊顕彰運動体でもある山口県遺族連盟との共同関係を継続してきた。それにとどまらず、将来にわたるその関係の継続意思まで表明している。これにより、山口県は県民一般に対し、「山口県出身の戦没者の追悼行事は、山口県護國神社において英霊顕彰という神道祭祀の宗教形式で行われるべきものである」と公的に象徴的メッセージを伝達しているものと評するほかはない。

以上の県の姿勢は、英霊顕彰という宗教思想を受け容れがたいとする他宗教や無宗教の立場、あるいは靖國神社や護國神社信仰に距離を置く立場の県民の信教の自由を侵害するものである。

また、英霊顕彰ないしは靖國神社・護國神社のあり方を、「国民の戦没者慰霊に関する宗教観念を利用して戦争を美化し、戦争責任の追及を曖昧にするものだ」と批判する、思想的な立場をも侵害する。

この点が、「参拝及び挨拶は政教分離原則を侵害している」と、原告らが主張する内実である。

6 結語

以上のとおり、本件参拝及び挨拶の違憲性の核心は、個別の年ごとの玉串奉奠を伴う公的参拝及び挨拶の宗教性や「参拝及び挨拶という外形的事実」、そのことにあるのではない。核心は、山口県知事等が長期にわたり反復してきた関与によって、山口県と「山口県護國神社を中心とする靖國信仰に基づく英霊顕彰秩序」との間に、事実上の制度的関係が形成され、それによって、同調しない県民には疎外感及び心理的圧力を生じさせている点にある。

これを目的効果基準に照らして考えると、山口県知事は長年にわたり山口県護國神社における春季慰霊大祭に公的に参拝及び挨拶を繰り返し、それにより同神社の祭神とされている同県出身戦没者を慰霊するとの宗教的目的を明らか

にし、さらに、英霊顕彰運動体でもある同県遺族連盟との共同関係を保ちつつ参拝及び挨拶を将来にわたって継続する意思まで表明していること、その結果、県民一般に対して、「山口県出身の戦没者慰霊は山口県護國神社において行われるべきものであり、そこでの英霊顕彰の形をとった戦没者慰霊が、県により公的に尊重される。」との象徴的メッセージを形成してきたという効果が生じていることが認められる。

よって、本件参拝及び挨拶は、明白に政教分離原則に反すると判断されるべきである。

そもそも、本件参拝及び挨拶の違憲性は、目的効果基準によらずとも、およそいかなる判断基準によっても明確である。何故なら、仮に国家が、社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するにあたって宗教とのかかわり合いを生ずることを免れ得ない場合があるとしても、被告知事らが山口県護國神社に公的に参拝及び挨拶することを止めることについては法律上も事実上も特段の障害はない。また、山口県護國神社に公的参拝及び挨拶することを止めても、県民の社会生活の各方面に特段の不合理な事態を生ずることもないからである。

よって、本件参拝及び挨拶は、政教分離原則に明確に違反しており、決して許されるものではない。

以上